

# お知らせ

## ～予定価格事後公表の対象が変わります～

### 1. 対象

市が競争入札により発注する建設工事等

### 2. 内容

#### ア 予定価格事後公表の対象となるもの

- ・原則予定価格500万円以上の土木工事
- ・建築工事の一部（試行）
- ・業務委託

#### イ 予定価格事前公表の対象となるもの

- ・予定価格500万円未満の土木工事
- ・アの対象とならない建築工事
- ・機械、電気、解体工事

### 3. 施行期日

平成28年4月1日以降に入札広告又は入札通知するものから適用します。